



環境経営レポート「2025」

2025年4月～2026年3月

2026年5月19日発行

いすゞA&S株式会社

目 次

1. 企業理念・行動指針・企業ビジョン	…	P. 3
2. 会社概要	…	P. 4
3. 環境経営方針	…	P. 6
4. 環境経営目標	…	P. 7
5. 環境経営計画及び取組	…	P. 8
6. 環境活動の取組結果と評価及び次年度の環境経営計画	…	P. 9
7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	…	P.10
8. 代表者による全体の評価と見直し・指示	…	P.11

【1】企業理念・行動指針・企業ビジョン

企業理念・行動指針

企業理念

地球と人にやさしく、「運ぶ」を支援し、
一人一人のお客様に満足いただける 商品・サービスを提供する

行動指針

環境の変化に柔軟に対応し、主体性を持って迅速に行動します
お客様の真のニーズに応えた 商品・サービスを継続的に提案します
お互いを尊重し合い、全社一体となり課題に取り組み達成します

企業ビジョン

純正用品・サービス部品を通じ、
世界中のいすゞ車の価値向上と、お客様の稼動を支援することで
社会の持続的な経済発展と環境負荷低減に貢献し、
成長して行く会社を目指します



【2】会社概要（2026年4月1日現在）

（1） 会社名

いすゞA&S株式会社

（2） 所在地

神奈川県横浜市西区高島 1 丁目 2 番 5 号 横濱ゲートタワー 6 階

（3） 代表者氏名

代表取締役社長 井上 保雄

（4） 環境活動の責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者	取締役 管理部門長	石田 修二
E A 推進事務局	管理部長	皆川 和之
連絡先	電話 045-556-1020	
URL	https://www.ias-isuzu.co.jp/	

（5） 事業内容

- ・いすゞ純正用品の開発/販売
- ・いすゞ商業車用サービスパーツの販売

（6） 事業の規模

・売上高	2,479,499万円（2025年度）
・従業員数（派遣・パート等含む）	147人（2025/3/31時点）
・床面積	1,560 m ²

（7） 対象範囲（認証・登録範囲）

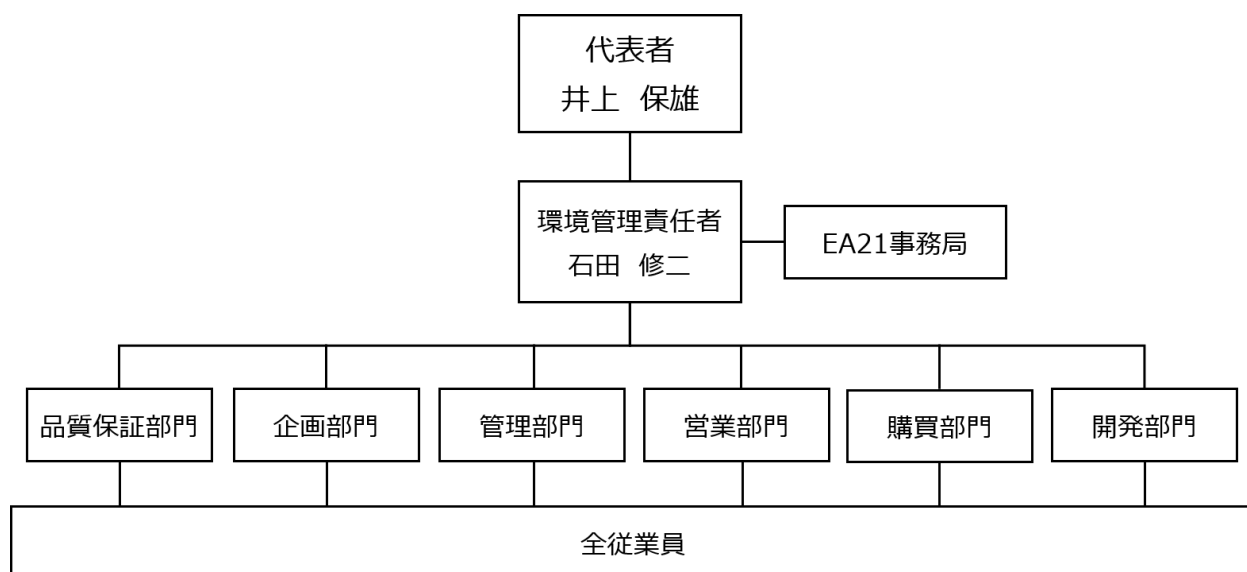
当社は、全組織・全活動を対象として、エコアクション 2.1 に取り組み、環境経営システムを構築し、維持・運用致します。

【対象とする事業所】

本社：神奈川県横浜市西区高島1丁目2番5号 横濱ゲートタワー6階

倉庫：神奈川県藤沢市土棚 8 いすゞ自動車藤沢工場内

(8) EA21推進組織図 (2026年4月1日現在)



役職	役割・責任・権限
代表者	1.取組の対象組織・活動の明確化 (要求事項1) 2.代表者による経営における課題とチャンスの明確化(要求事項2) 3.環境経営方針の作成、全従業員への周知 (要求事項3) 4.実施体制を構築し、役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知(要求事項7) 5.環境経営に必要な資源(人・もの・資金・情報)の用意(要求事項7) 6.代表者による全体の評価と見直し・指示(要求事項14) 7.環境経営レポートの承認 8.その他
環境管理責任者 (エコアクション21事務局)	1.環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価(要求事項4:事務局担当) 2.環境関連法規等の取りまとめ(要求事項5:事務局担当) 3.環境経営目標及び環境経営計画の策定(要求事項6) 4.環境経営システム全体の構築、運用、維持に関する状況を代表者に報告(要求事項7) 5.環境コミュニケーションの実施(要求事項9) 6.取組状況の確認及び問題の是正及び予防(要求事項13) 7.環境関連文書及び記録の作成・管理(要求事項12:事務局担当) 8.環境経営レポートの作成・公表(事務局担当)、確認(環責) 9.その他
部門責任者	1.教育・訓練の実施(要求事項8) 2.実施及び運用(要求事項10) 3.環境上の緊急事態への準備及び対応(要求事項11) 4.その他
全従業員	環境方針の理解と環境への取組の重要性を自覚し、決められたことを守り、自主的・積極的に環境改善に取り組む

【3】環境経営方針（2026年4月1日現在）

《基本理念》

いすゞA&S株式会社は、自社の事業活動が地域および次世代の環境に及ぼす影響を考慮し、省資源、省エネルギー（CO₂削減を含む）、リサイクル、公害防止に配慮した事業活動を行い、環境マネジメントシステムと環境パフォーマンスが継続的に改善できるように推進するとともに、環境保全に配慮した製品を企画・開発し、いすゞグループへ供給する事で、グループ全体としての環境保全活動へも貢献します。

これらの活動を通して、企業理念である「地球と人にやさしく」を実現し、継続可能な事業モデルとして確立します。

《基本方針》

この理念のもと、当社が行う自動車用品の企画・開発・販売に関する事業活動において、以下の環境保全活動を推進します。

1. 次の環境保全の重要項目に対して、環境目標を設定し取組み、必要があれば見直しを行います。

- ①省エネルギーの推進（電力使用量、燃料使用量）
- ②省資源（水使用量、紙使用量）
- ③廃棄物の排出抑制と適正処理（一般廃棄物及び産業廃棄物排出量削減）
- ④グリーン購入の推進
- ⑤環境保全に配慮した製品の企画・開発

2. 適用する環境関連の法規制、条例、及び当社が同意するその他の要求事項を遵守します。

3. この環境方針を全従業員に周知し、教育活動を推進します。また、社外へはHP上にて開示します。

2026年04月01日

いすゞA&S株式会社

代表取締役社長 井上 保雄

【４】環境経営目標

当社は、環境への負荷が大きいと考えられる《エネルギー使用量》を削減活動の重点とし、同時に水使用量や一般/産業廃棄物の削減にも取り組みます。

（１） 2024年 1月～3月（基準年度）

	基準値
	2024年度 1～3月 (3か月)
電力使用量 (kWh)	17,943
ガソリン使用量 (ℓ)	2,363.1
軽油使用量 (ℓ)	478.9
合計 (kg-CO ²)	14,271.9
一般廃棄物 (kg)	911.4
産業廃棄物 (kg)	1,270.0
水使用量 (m ³)	448.4
環境配慮型製品の企画/開発 (提案数)	0

CO2排出係数

【電気】 0.421kg-CO₂/kWh（東京電力エナジーパートナー）

【ガソリン】 2.32kg-CO₂/L

【軽油】 2.58kg-CO₂/L

（２） 中期環境経営目標

			基準値	環境経営目標							
			2024年度	2025年度		2026年度		2027年度		2028年度	
			1～3月 (3か月)	基準値 削減率	1～3月 (3か月)	基準値 削減率	4～3月	基準値 削減率	4～3月	基準値 削減率	4～3月
1	省エネ化推進 (CO ² 削減)	電力使用量の削減 (kWh)	17,943	1%	17,764	1%	71,371	2%	70,650	3%	69,929
		ガソリン使用量の削減 (ℓ)	2,363.1	1%	2,339.5	1%	12,141	2%	12,019	3%	11,896
		軽油使用量の削減 (ℓ)	478.9	1%	474.1	1%	1,634	2%	1,617	3%	1,601
		合計 (kg-CO ²)	14,271.9	1%	14,129.2	1%	62,431	2%	61,800	3%	61,182
2	廃棄物排出量 の削減	一般廃棄物の削減 (kg)	911.4	1%	902.3	1%	4,873.4	2%	4,824.1	3%	4,774.9
		産業廃棄物の削減 (kg)	1,270.0	1%	1,257.3	1%	2,237.4	2%	2,214.8	3%	2,192.7
3	水使用量の削減 (m ³)		448.4	1%	443.9	1%	1,831.5	2%	1,813.0	3%	1,794.5
4	環境配慮型製品の企画/開発 (提案数)		0	0	1	1	1	1	1	2	2

・購入電力の CO₂ 排出係数は、2024 年度の東京電力エナジーパートナー公表値である排出係数 0.421kg-CO₂ を使用

・項目 4．環境配慮型製品の企画/開発については、提案数を目標値として管理

【5】環境経営計画及び取組

（1）数値目標を達成するための取組

No	環境経営方針	環境経営目標	基準値	目標値	CO ₂ 排出係数	環境経営計画 活動
1	二酸化炭素 排出量の削減	1) 電力使用量の削減 kwh kg-CO2	17,943.0 7,554.0	基準値の 1%削減 kwh 17,763.6 7,478.5	0.421	①空調の温度管理と環境温度計の設置 (室温目安：冬22℃/夏26℃)
						②不使用機器/照明の電源OFF
						③環境バトロール
		2) ガソリン使用量の削減 L kg-CO2	2,363.1 5,482.4	基準値の 1%削減 L 2,339.5 5,427.6	2.32	①エコドライブの励行（Smart Drive 導入）
						②定期的車両整備を実施
						③タイヤの空気圧を適正値に保つ
		3) 軽油使用量の削減 L kg-CO2	478.9 1,235.5	基準値の 1%削減 L 474.1 1,223.1	2.58	①エコドライブの励行（Smart Drive 導入）
						②定期的車両整備を実施
						③タイヤの空気圧を適正値に保つ
		CO2排出量 kg-CO2	14,271.9	14,129.2		
2	廃棄物 排出量の削減	一般廃棄物排出量の削減 kg 合計	廃棄物 総排出量 911.4	基準値の 1%削減 kg 902.3		①紙類使用量の削減
						②分別の徹底、リサイクルの推進
						③使捨て製品の使用や購入抑制
		産業廃棄物排出量の削減 kg 合計	廃棄物 総排出量 1,270.0	基準値の 1%削減 kg 1,257.3		①排出量の削減
						②リサイクルの推進
3	水使用量の削減	水使用量 m3 合計	448.4	基準値の 1%削減 m3 443.9		①手洗いや洗い物の節水
						②水漏れ点検の実施
5	環境配慮製品の開発	環境配慮製品 提案数 合計	0	基準値の %向上 提案数 1		①環境配慮素材を使用した製品の開発/採用
						②高効率による省エネ製品の開発/採用

【6】環境活動の取組結果と評価及び次年度の環境経営計画

(1) 実績

項目		単位	基準値 2024年1月～3月 (基準年度)	2025年度1月～3月 目標値		2025年度 1月～3月 実績と評価		
				削減/達成目標 (対基準年度)	目標	実績	削減状況	及び判定
二酸化炭素排出量 (総量)		kg-CO2	14,271.9	基準値に対し1%減	14,129.2	12,878.3	-8.85%	○
電気使用量		kWh	17,943.0	基準値に対し1%減	17,764.0	17,288.0	-2.68%	○
燃料	ガソリン	L	2,363.1	基準値に対し1%減	2,339.5	1,900.7	-18.76%	○
	軽油	L	478.9	基準値に対し1%減	474.1	461.4	-2.68%	○
水使用量		m3	448.4	基準値に対し1%減	443.9	453.0	2.05%	△
一般廃棄物		kg	911.4	基準値に対し1%減	902.3	823.8	-8.70%	○
産業廃棄物		kg	1,270.0	基準値に対し1%減	1,257.3	1,320.0	4.99%	△
環境配慮型製品の企画/開発		提案数	0.0	1件以上	1	1	達成	○
判定記号：○目標値達成 △目標値 + 5 %未満 ×目標値 + 5 %以上増加								

※基準年度及び目標数値は2024年度の「東京電力エナジーパートナー」公表の値 (0.421) を使用して算出しています。

(2) 数値目標の達成と資源を抑制するための取組結果と評価及び次年度の環境経営計画

① 二酸化炭素排出量削減

・電気については、自動センサー消灯システム等に加え、環境パトロールに合わせて省電力活動を実施し、効果が出てきているが、ガソリン・軽油使用による二酸化炭素排出量が電気と同等になってきている。

※次年度の計画⇒引き続き「環境パトロール」による省エネ活動、「Smart Drive」によるエコドライブを推進する。

② 電気使用量削減

・2025年度1月～3月期は特に電力増加要因が無く、省エネ活動の効果がそのまま反映された。

※次年度の計画⇒引き続き「環境パトロール」を通し省エネ活動を推進する。

③ 燃料使用量削減

・「Smart Drive」導入後、ガソリン・軽油について使用量減少の効果が出了。

・社用車使用頻度においては、1月に長距離使用が複数回発生したが、その後使用が減少した為、全体通しては減少という結果になった。

※次年度の計画⇒引き続き「Smart Drive」によるエコドライブを推進する。

④ 水使用量削減

・「環境パトロール」による水回りの省エネ活動は実施したが、サイト（横浜本社）が賃貸ビルの為、ビル全体の使用量しか集計できず、サイト単体の使用量の計算方法としては面積割（ビル全体の有効使用面積における当サイトの面積）で按分した結果、未達となってしまった。

※次年度の計画⇒引き続き、節水啓蒙を推進し、同時に使用量の計算方法についても効果が見える数値の取り方を検討する。

⑤ 一般廃棄物

・ペーパーレス化の推進と、分別、リサイクルの強化により廃棄量の削減目標を達成できた。

※次年度の計画⇒引き続き「環境パトロール」による見回り周知活動を実施する。

⑥ 産業廃棄物

・2025年度は廃棄数量は基準年と変わらなかったものの、廃棄品の単位重量が大きい物が複数あった為、総量としてはオーバーし未達であった。

※次年度の計画⇒単位重量については規制が難しい。引き続き廃棄物削減（リサイクル等）を推進する。

⑦ 環境配慮型製品の企画/開発

・2025年度は空力特性を利用した燃費向上製品を企画立案し量産準備を進める事ができた。

※次年度の計画⇒引き続き汎用品の取扱い開始も含め環境配慮型製品の拡充を推進する。

(3) その他の取組結果と評価及び次年度の環境経営計画

① 社外コミュニケーションの拡充

・社外とのコミュニケーションの間口が十分に整備されていない為、改善計画を立てた。

※次年度の計画⇒自社HP上に環境関連ページを作成し、「環境経営レポート」掲示や環境関連のニュース、問い合わせフォームを設置する。（26年8月開始予定）

② 環境教育

・Teams掲示板にて「エコアクション21」の掲示板を作成し、環境関連のお知らせを全社員へ発信できるようにしたが、2025年度は十分な教育と呼べるような頻度の情報発信が出来なかった。

※次年度の計画⇒事務局メンバーの環境関連教育（社内・社外講習）を実施。発信側の教育を先行し、全社員に正確でタイムリーな環境教育ができるような体制を構築する。

③ 環境関連法の遵守

・2025年度は法規準状況に問題は無かった。

※次年度の計画⇒引き続き遵守状況をウォッチすると共に、最新情報や市場の動向を確認する手段の標準化を進める。

【 7 】環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

（ 1 ）適用となる環境関連法規

法的要求事項等の名称	適用条項	法的要求事項の内容及び基準	法的要求事項への対応	改正更新の確認	遵守状況の評価結果
廃棄物関係 廃棄物処理法 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律） ・神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例 ・神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行規則 ・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 ・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則	産業廃棄物保管基準 （法12②、則8）	(1)保管要件 1)周囲に囲いを設ける 2)掲示板の掲示 ・60×60cm以上 ・掲示内容：産業廃棄物の保管の場所である旨 ・保管する産業廃棄物の種類 ・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (2)産業廃棄物の飛散、流出、地下水への浸透、悪臭発散の防止 (3)水銀使用製品産業廃棄物その他のものと混合する恐れがないように、仕切りを設ける等の措置	【該当する産業廃棄物】 ・廃アフ ①左記保管要件の遵守 ②保管場所の適正管理	○	○
	産業廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準 （法12⑥-前則、令6②、則8の4～8④の4）	(1) 委託基準：産業廃棄物運搬業、産業廃棄物処分業の許可のある処理業者との委託契約書取り交わし（二者契約） (2) 委託契約書の法定記載事項：産業の種類・数量、料金、運搬先、最終処分先の記載 (3) 許可証の写し及び有効期限 (4) 委託契約書の保存：契約書及び書面は、契約終了日から5年間の保存 ※委託先の処理状況の確認（努力義務規定）	①委託契約書取り交わし及び保管（5年間） ②委託先の業の許可書写し及び有効期限の確認	○	○
	産業廃棄物管理票（マニフェスト） （法12の3①、②、⑥②-前則）	・産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称その他を記載した産業廃棄物管理票の交付 ・管理票の写しを5年間保存 ・毎年度、4～3月までの管理票に関する報告書を作成し、事業場の所在の都道府県知事に提出	・引き渡し時のマニフェストの交付 ・A票（控）の5年間保存 ・B2票、D表、E票の返還確認及び5年間保存 ・毎年、6月30日までに報告書提出（神奈川県知事）	○	○
	特別管理産業廃棄物の処理 （法12の2①～⑨-前則、⑨-前則、令6の5 等）	・保管：産業廃棄物保管基準に加え、他のものが混入する恐れがない措置、高温、腐食防止・飛散防止・腐敗防止等の措置 ・処理委託基準：産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準の読み替え ・排出事業所ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者（有資格）を専任 ※特別管理産業廃棄物（産業廃棄物で、腐食性、毒性、感染性、健康・生活環境に被害発生の可能性があり政令で定めるもの） 廃油類：廃カリン、廃シンナー、廃塗料等 廃酸・廃アルカリ：廃パペーラー等	・特別管理産業廃棄物の排出有無の確認 ・特別管理産業廃棄物管理責任者（有資格者）の設置	○	○
	一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準 （法6②⑥-前則）、⑦-前則、令4④ 等） ※一般廃棄物：産業廃棄物以外のもの	・事業系一般廃棄物の処理 ・一般廃棄物の運搬または処分もしくは再生の許可（自治体）のある処理業者に委託	・廃棄物の分別徹底 ・廃棄物の減量およびリサイクルへの取組み	○	○
地球温暖化					
フロン排出抑制法 （フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）	第1種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 （法16④-前則、告示）	・第1種特定製品の設置及び使用する環境の維持保全 ・第1種特定製品の点検 (1)簡易点検：全製品、3か月に1度以上 (2)定期点検 ①業務用エアコン：圧縮機の電動機の定格出力 7.5kW以上50kW未満は3年に1回以上 50kW以上は1年に1回以上 ②業務用冷蔵庫及び冷凍機器：圧縮機の電動機の定格出力が 7.5kW以上は1年に1回以上 ③点検及び整備にかかる記録の保管（廃棄後3年間） ・フロン漏洩時の措置 ・年間漏洩量が一定以上の場合、国に報告 ・廃棄時のフロン回収依頼書又は委託確認書の交付及び30日以内の引取証明書の受領、3年間の保管 等	【該当する第1種特定製品】 ・スポットエアコン（蔵沢倉庫） ・車載クーラー-Everycool（蔵沢倉庫） ①機器の損傷等の防止、振動減を機器の周囲に設置しない ②すべての機器の簡易点検実施（3ヶ月に1度以上） ③7.5kW以上50 k W未満は 3 年に 1 回以上の業者等による定期点検実施 ④点検記録の作成・保管（3年間） ⑤フロン類漏洩・機器故障時の原則充填禁止 ⑥フロン類の漏洩量の算定・報告 ⑦第1種フロン類充填回収業者でのフロン類回収後の廃棄	○	○
	循環型社会形成				
循環型社会形成					
循環型社会形成推進基本法	処理優先順位の法定化 （法5～7） 役割分担の明確化 （法4、9～12）	・廃棄物等のReduce、Reuse、Recycle（3R）への努力 発生抑制・再利用・再生利用・熱回収・適正処分 ・行政の循環型社会形成に関する施策への協力 ・事業者等の排出者責任を明確化 ・生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う拡大生産者責任の一般原則を確立	産業物の3R推進活動	○	○
特定家庭用機器再商品化法 （家電リサイクル法）	特定家庭用機器廃棄物の引渡し （法6）	【特定家庭用機器】 家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機 【廃棄時】 ・小売業者又は産業廃棄物収集運搬業者への適切な引き渡し ・料金の支払い ・特定家庭用機器廃棄物管理票（管理票）の写しを受領	・分別 ・廃棄時の適切な処理	○	○
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 （小型家電リサイクル法）	使用済小型電子機器等廃棄物の引渡し （法6）	【使用済小型電子機器等】 パソコン、プリンター、携帯電話、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電動工具等 【廃棄時】 ・許可を持つ認定事業者などに引き渡し	・分別 ・廃棄時に認定事業者へ引き渡し	○	○
使用済自動車等の再資源化等に関する法律 （自動車リサイクル法）	自動車保有者の義務 （法5） 再資源化預託金等 （法73、74）	・自動車の長期間使用、再資源化等に配慮した自動車の購入、修理での使用済み自動車の再資源化により得られた物等の使用等、使用済み自動車の再資源化等の促進の努力 ・資金管理法への再資源化等預託金の預託義務 ・自動車検査証と合わせ、再資源化預託金等を預託したことを証明する書面の提示	所有者として ・使用済み自動車の適正処理（自治体に登録された事業者への引き渡し） ・購入時のリサイクル料金の支払い義務 ・譲渡、処分するまで車検証と合わせてリサイクル券を保管	○	○

（ 2 ）違反、訴訟等

当社における環境関連法規への違反はありません。

【8】代表者による全体の評価と見直し・指示

エコアクション21を導入したばかりではありますが、環境経営マニュアル等足元の文書整備はできています。今後はマニュアル内のプロセスやフローを社内に展開し、全社活動として環境経営システムを構築・運用できるよう注力します。

各施策については、先ずはできるところからというレベルで着実に実施してはいますが、他社事例などを参考に、より有用な取組を模索していきます。例えば、ある程度の数量を定期納入している顧客へは、通函やパレットによる梱包材の簡素化・削減を検討するなど、自社内で管理できる目に見える数値だけではなく、企業活動の関連する領域においても、実利ある活動として取り組んで参ります。

昨今、様々な外部環境の変化が有り、自動車業界としてもその影響を受け様々な課題を抱えています。その課題の一つとして環境問題が有りますので、当社の環境への取り組みとしてエコアクション21を推進してはいますが、単に当社内での環境課題という捉え方ではなく、いすゞグループ全体に対して、またその先のお客様やサプライチェーンに対しても、環境領域でバリューを提供・アピールできるような企業を目指す原動力と考え、今後もエコアクション21を推進していきたいと考えています。